

茨木市条例第 5 号

茨木市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第 2 条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(茨木市総合計画審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 茨木市総合計画審議会設置条例（昭和45年茨木市条例第19号）

(2) 茨木市特別職報酬等審議会条例（昭和39年茨木市条例第55号）

(3) 茨木市住居表示審議会設置条例（平成14年茨木市条例第 5 号）

(4) 茨木市児童福祉審議会条例（平成23年茨木市条例第 7 号）

(5) 茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例（平成22年茨木市条例第41号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の前項各号に掲げる条例の規定により設置された附属機関の委員である者は、この条例の規定により設置された相当の附属機関の委員となり、同一性をもって存続するものとし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

(茨木市総合計画策定条例の一部改正)

4 茨木市総合計画策定条例（平成24年茨木市条例第32号）の一部を次のように改正

する。

第4条中「茨木市総合計画審議会設置条例（昭和45年茨木市条例第19号）第1条」を「茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条」に改める。
（茨木市駐車場条例の一部改正）

- 5 茨木市駐車場条例（昭和45年茨木市条例第44号）の一部を次のように改正する。
第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立子育て支援総合センター条例の一部改正）

- 6 茨木市立子育て支援総合センター条例（平成21年茨木市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立老人福祉センター条例の一部改正）

- 7 茨木市立老人福祉センター条例（昭和48年茨木市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立老人デイサービスセンター条例の一部改正）

- 8 茨木市立老人デイサービスセンター条例（平成20年茨木市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨

木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立障害者就労支援センター条例の一部改正）

- 9 茨木市立障害者就労支援センター条例（平成24年茨木市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立障害者生活支援センター条例の一部改正）

- 10 茨木市立障害者生活支援センター条例（平成24年茨木市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立障害福祉センター条例の一部改正）

- 11 茨木市立障害福祉センター条例（平成8年茨木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市市民会館条例の一部改正）

- 12 茨木市市民会館条例（昭和43年茨木市条例第38号）の一部を次のように改正する。
第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨

木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市福祉文化会館条例の一部改正）

- 13 茨木市福祉文化会館条例（昭和55年茨木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市市民総合センター条例の一部改正）

- 14 茨木市市民総合センター条例（平成元年茨木市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正）

- 15 茨木市立コミュニティセンター条例（平成5年茨木市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市市民活動センター条例の一部改正）

- 16 茨木市市民活動センター条例（平成19年茨木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附

属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市保健医療センター条例の一部改正）

- 17 茨木市保健医療センター条例（昭和52年茨木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市こども健康センター条例の一部改正）

- 18 茨木市こども健康センター条例（平成23年茨木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市里山センター条例の一部改正）

- 19 茨木市里山センター条例（平成19年茨木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立市民プール条例の一部改正）

- 20 茨木市立市民プール条例（平成18年茨木市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立市民体育館条例の一部改正）

- 21 茨木市立市民体育館条例（平成20年茨木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市忍頂寺スポーツ公園条例の一部改正）

- 22 茨木市忍頂寺スポーツ公園条例（平成19年茨木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第2条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市職員採用試験委員会	職員の採用に係る試験（選考を含む。）の実施、受験資格、合否判定の基準その他試験（選考を含む。）に関する事項についての審議に関する事務
茨木市特別職報酬等審議会	議員の議員報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料の額についての審議に関する事務
茨木市総合計画審議会	総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市建設事業評価委員会	市が国庫補助を得て実施する建設事業に関する評価についての調査審議に関する事務
茨木市指定管理者候補者選定委員会	公の施設の指定管理者候補者の選定、選定方法その他選定に関する事項及びその業務の実施状況等に関する評価についての審査審議に関する事務
茨木市使用料、補助金等見直し検討部会	使用料、補助金等の見直しに関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市公の施設使用料免除団体審査会	公の施設使用料の免除団体の審査その他公の施設使用料の免除に関する事項についての審議に関する事務
茨木市総合建物等管理業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会	管理業務委託に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に関し、同条第4項の規定による落札者決定基準及び同条第5項の規定による落札者の決定についての評価に関する事務
茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会	提案公募型公益活動支援事業補助金の対象となる事業の選考及び実績報告についての評価に関する事務その他選考に関し必要な事務
茨木市ギャラリー運営委員会	茨木市立ギャラリー、茨木市福祉文化会館ギャラリー、茨木市市民総合センターギャラリー及び茨木市立川端康成文学館ギャラリーに係る展示計画及び出展作品についての審査に関する事務
茨木市男女共同参画推進審議会	男女共同参画社会づくりの推進に係る総合的な計画の策定及び計画の推進状況についての審議に関する事務
茨木市地域福祉推進審	地域福祉の推進に関する施策に係る総合的な事項につ

議会	いての審議に関する事務
茨木市社会福祉法人設立認可及び施設整備審査委員会	社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設の整備及び社会福祉法人に対する行政処分に関する事項についての審査に関する事務
茨木市障害者地域自立支援協議会	地域の現状・課題等の情報共有と情報発信、市からの委託を受けた相談支援事業者に対する運営評価等、困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発及び改善、地域のネットワークづくりその他障害者の地域における自立支援に関する事項についての協議に関する事務
茨木市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否の判定、老人ホーム入所者の入所継続の要否の判定及び老人ホームへの入所を要しないとした者に対する高齢者サービスの利用等についての審議に関する事務
茨木市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び公正・中立性の確保並びに地域密着型（介護予防）サービスの指定基準並びに同サービス事業者の指定及び適正な運営についての審議に関する事務
茨木市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定に基づく予防接種による健康被害についての調査審議に関する事務
茨木市児童福祉審議会	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により市が処理することとなる事務のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第4項及び同法第59条第5項の規定による命令に関する事務についての調査審議に関する事務
茨木市次世代育成支援推進協議会	次世代育成支援行動計画に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市立保育所民営化検討委員会	市立保育所の民営化に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会	市立保育所の社会福祉法人への移管に係る選考、選考基準その他選考に関する事項についての審議に関する事務

茨木市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により市が述べる意見、同法第9条第1項の規定による勧告その他同法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項についての審議に関する事務
茨木市産業振興アクションプラン推進委員会	産業振興アクションプランの策定、推進に関する事項その他産業振興に関する事項についての審議に関する事務
茨木市住居表示審議会	住居表示に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市中心市街地活性化推進委員会	中心市街地活性化の推進に必要な事項についての協議に関する事務
茨木市総合交通戦略協議会	総合交通戦略に係る計画の策定並びに策定後の計画に基づく事業の点検、評価及び見直しについての協議に関する事務
茨木市水道・下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業の経営問題その他水道事業及び下水道事業の健全な発展に関する事項についての審議に関する事務

教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
茨木市学校保健結核対策委員会	市立小学校及び中学校における結核検診の実施状況及び結果、結核精密検査対象児童生徒の管理方針、患者発生時に関係機関に協力して行う対策及び地域と連携した市立小学校及び中学校の結核管理方針の検討についての審議に関する事務
茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	義務教育諸学校の教科用図書選定についての調査審議に関する事務